

別紙

請負工事費構成費目の取扱い

- 1 企業局発注の一般土木工事費
建設部通達の一般土木を準用する。
- 2 企業局発注の公営電気事業電気機械設備工事費及び工業用水道事業電気設備工事費
建設部通達の一般土木用電気通信設備を準用する。（注 1）（注 2）
- 3 企業局発注の工業用水道機械設備工事費
建設部通達の一般土木用機械設備を準用する。（注 2）

※注 1 公営電気事業積算基準の費目構成は、電気設備と機械設備とに分かれていないため、電気通信設備を適用する。

注 2 工業用水道事業の電気及び機械設備工事費は、基本的に建設部下水道事業を適用することとしているが、現在のところ下水道事業の取扱いが未定となっていることから、当面の間、一般土木用の電気通信設備及び機械設備を適用する。